

1 担当部局の検討結果

申請者	計画概要 及び 特例措置	担当部局	制度の現状 及び 根拠	基本的な 意見	必要な 措置	対応策等	その他	連絡先 (担当者)
東川町	<p>(計画概要)</p> <p>町の地域資源としての農業を保全しつつ、地域を活性化させるためにはグリーンツーリズムの推進は不可欠であり、特区を利用して、良質な水資源を活用した都市部や修学旅行生を対象とした交流人口の拡大を図る</p> <p>(その他の支援措置)</p> <p>特定プロジェクトチームの創設</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>農家民宿における食事等の提供に係わる地下水の利用に関して、北海道食品衛生法施行条例における施設基準の緩和の検討</p> </div>	保健福祉部	<p>飲食店の施設基準については、食品衛生法施行条例第3条第1項により規定している。</p> <p>食品衛生法施行条例別表第4(第3条関係) 1 共通基準 (10) 給水設備</p> <p>ア 作業場には、飲用に適する水を供給できる設備を設けること。この場合において、水道水以外の水を使用するときは、除菌又は殺菌装置を設けること。</p>	C		<p>食品衛生上、飲用水や食品の製造等に用いる水については、その管理が不十分となった場合には、食中毒や経口伝染病の発生など、人の健康被害に直結する問題であることから、水道水又は水道水に準じるものを基本としており、グリーン・ツーリズムの推進等の理由により弾力的な運用を図る性質のものではない。</p> <p>したがって、特定プロジェクトチームの創設により検討する必要はないものと考ええる。</p>	<p>飲用井戸等の利用については、「北海道飲用井戸等衛生対策要領」(所管：環境生活部環境局環境保全課水道G)により、塩素滅菌機を整備し、飲用水の消毒に努めること、定期的に水質検査を行うこと等について指導している。</p>	保健医療局 食品衛生課 食品安全グループ
		環境生活部	<p>「北海道水道行政推進要綱」において、小規模水道の衛生確保対策は、「北海道飲用井戸等衛生対策要領」によることとしており、共用飲用井戸にあつては、塩素滅菌機を整備し、飲用水の消毒に努めると定めている。</p>	C		<p>「北海道飲用井戸等衛生対策要領」に定める衛生確保対策を遵守すること。</p>		環境生活部 環境局環境保全課 水道グループ

<基本的な意見の分類>

A：特区として対応

B：全道的に対応

C：特区として対応不可

D：現行の規定により対応可能

E：事実誤認

## 2 関係部局の意見

農政部	<ul style="list-style-type: none"><li>・道ではアグリビジネスの振興やグリーンツーリズムを推進することとし、そのために必要な規制緩和等の環境づくりに取り組んでいる。</li><li>・しかし本件については、水の安全性についてに関することであり、これに関する規制を緩和することが農家民宿・グリーンツーリズムの推進に際しての障害をとりのぞくことになるのか、現段階の情報では判断することはできない。</li></ul>
経済部	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の特色を活かしたグリーンツーリズム推進の観点から、特定プロジェクトチームでの検討に異論はない。</li></ul>

検討結果に対する東川町の意見等	<p>本町は、全国的にも珍しく全戸が地下水により生活する町である。大雪の麓に位置する本町は、大雪に降り注ぐ雪が長い年月をかけ伏流水となり、生活の糧になっているほか、大雪から流れる清流が、基幹産業である農業を支えるなど、大雪からの恵みである水とともに生活する町である。本年、本町の水の豊かさと清らかさを象徴する大雪旭岳源水が、環境省の選定する平成の名水百選に選ばれているほか、清らかな地下水の生活にあこがれ、都市部より移住する者があるなど、水が本町の象徴となっている。</p> <p>食品衛生法施行令で定める、給水設備の基準規定及び北海道飲用井戸等衛生対策要領で定める、塩素滅菌機の整備基準は、食品及び食品の提供を受ける者の安全を確保するためのものと理解するが、全国的に珍しく、水質検査等を実施し、町内に住む全ての者が地下水で生活している本町において、塩素滅菌されていない水は、即ち安全ではないという判断が機械的になされることには疑問を感じる。</p> <p>また、現在本町が中心となり、環境省等とも連携しながら、全国の水道施設が無く、塩素処理などの浄水を行わず地下水などを利用して生活している自治体と、水資源を守り育てるための情報交換組織の設置を進めている。この取組みにおいても、貴重な水資源を地域資源として捉え、良好な自然環境とともに次世代に引き継ぐべきとの声が多く聞かれている。</p> <p>グリーン・ツーリズムの推進にあたり、本町の風土、文化を知ってもらうためには、本町の象徴でもあり、地域住民の生活の一部となっている水そのものに触れてもらうことが最適であると考え。水の利用、提供にあっては、定期的な水質検査の実施による安全の確認など、水の安全を確保することが最も重要なことだと考えている。本町が主体的に水質の安全に取り組むことはもちろんであるが、ぜひとも、本町の地下水利用の特異性をご理解いただくとともに、実現可能となるための取り組みや手法等について、多様な主体によるプロジェクトチームを設置いただき、多角的な視野から前向きな検討をお願いしたいと考える。</p>
-----------------	--

保健福祉部の再検討結果	計画概要 及び 特例措置	制度の現状 及び 根拠	基本的な 意見	必要な 措置	対応策等	その他	連絡先（担当者）
	<p>（計画概要） 町の地域資源としての農業を保全しつつ、地域を活性化させるためにはグリーンツーリズムの推進は不可欠であり、特区を利用して、良質な水資源を活用した都市部や修学旅行生を対象とした交流人口の拡大を図る</p> <p>（その他の支援措置） 特定プロジェクトチームの創設</p> <p>〔農家民宿における食事等の提供に係わる地下水の利用に関して、北海道食品衛生法施行条例における施設基準の緩和の検討〕</p>	<p>飲食店の施設基準については、食品衛生法施行条例第3条第1項により規定している。</p> <p>食品衛生法施行条例別表第4（第3条関係） 1 共通基準 (10) 給水設備 ア 作業場には、飲用に適する水を供給できる設備を設けること。この場合において、水道水以外の水を使用するときは、除菌又は殺菌装置を設けること。</p>	C		<p>食品衛生法は、飲食による衛生上の危害の発生を未然に防ぐことを目的として、営業の許可や食品等の規格基準などを定めている。</p> <p>営業の許可に関しては、道では、同法に基づき制定した食品衛生法施行条例において、営業の施設基準や管理運営基準を定めており、飲食店営業等の施設で水道水以外の水を使用する場合には、「除菌又は殺菌装置を設けること」、及び「年1回以上その水質検査を行うこと」と規定し、万一、地下水等が一時的に病原微生物に汚染された場合であっても、除菌又は殺菌の処理を行うことにより、食中毒等の発生の未然防止を図っているところである。</p> <p>なお、殺菌方法については塩素殺菌が一般的であるが、酒類や清涼飲料水の製造など、塩素殺菌が製品の性質上好ましくない影響がある場合も考慮し、除菌や塩素殺菌以外の殺菌方法も認めている。</p> <p>今回の東川町の特例措置の要請内容は、道条例で定める「施設基準」及び「管理運営基準」に規定する水道水以外の水を使用する場合の「除菌又は殺菌装置の設置」及び「年1回以上の水質検査の実施」と同等の安全性を確保するための条件を検討するための庁内関係部からなるプロジェクトチームの設置と理解しているが、同等の条件の設定に当たっては、科学的データに基づく高度専門的な知識及び技術が必要と考えられるため、保健福祉部としては対応困難である。</p> <p>以上のことから、特定プロジェクトチームの創設により検討する必要はないものと考え</p>	<p>使用水については、施設基準の他、管理運営基準の規定がある。</p> <p>食品衛生法施行条例別表第1（第2条関係） 3 給水、排水及び廃棄物処理 （1）水道水以外の水を使用する場合は、年1回以上その水質検査を行い、その結果の記録を当該検査の日から1年間保存すること。</p>	保健医療局 食品衛生課 食品安全グループ

環境生活部の再検討結果	計画概要 及び 特例措置	制度の現状 及び 根拠	基本的な 意見	必要な 措置	対応策等	その他	連絡先（担当者）
	<p>（計画概要） 町の地域資源としての農業を保全しつつ、地域を活性化させるためにはグリーンツーリズムの推進は不可欠であり、特区を利用して、良質な水資源を活用した都市部や修学旅行生を対象とした交流人口の拡大を図る</p> <p>（その他の支援措置） 特定プロジェクトチームの創設</p> <p>〔農家民宿における食事等の提供に係わる地下水の利用に関して、北海道食品衛生法施行条例における施設基準の緩和の検討〕</p>	<p>「北海道水道行政推進要綱」において、小規模水道の衛生確保対策は、「北海道飲用井戸等衛生対策要領」によることとしており、共用飲用井戸にあっては、塩素滅菌機を整備し、飲用水の消毒に努めると定めている。</p>	C		<p>飲用水に起因する集団下痢症の発生を未然に防止するため、道では平成3年に「北海道飲用井戸等衛生対策要領」を改正し、共同飲用井戸等、業務用飲用井戸等及び混合受水槽水道について、塩素滅菌機を整備し飲用水の消毒に努めるよう指導してきた。</p> <p>しかし、いまだ滅菌機が整備されていない飲用井戸等は数多くあり、また、調査によると平成18年度に水質検査により大腸菌が検出された件数は全道で64件発生している。</p> <p>以上の状況から、引き続き要領に基づく衛生対策を徹底し、道民の安全と健康を確保していく必要があると考える。</p>		<p>環境生活部 環境局環境保全課 水道グループ</p>